

非常変災時等の措置について(抜粋)

(1) 臨時休業となる基準

午前7時の時点で、また午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる規模の災害等が発生した場合は、臨時休業措置とする。

- ア 大阪市において、「暴風警報」又は「特別警報」が発表された場合。
- イ 所在する区のいずれかの地域において河川氾濫の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)の発令があった場合。
- ウ 大阪市内において、震度5弱以上の地震が発生した場合。

ただし上記以外においても、登校時の安全その他学校周辺の緊急事態等が生じた場合、又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合には、校長の判断により臨時休業措置とすることがある。

(2) 臨時休業措置としたときの対応

- ア 臨時休業措置の判断を行った場合には、メール配信、大阪市および学校ホームページへの掲載等により連絡します。
- イ 登校した児童等については、通学路の安全を確認し、安全が確認されたのち、下校させる。